

文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区  
の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第 17 条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、下記の地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区（詳細は別添のとおり）

- (1) 後楽町会地区
- (2) 浅嘉町会地区
- (3) 丸新丸福町会地区
- (4) 西丸町会・千石本町通り商店会地区
- (5) 西原町会地区
- (6) 原町町会地区

3 地区指定の経過

平成 28 年 8 月～9 月 推進地区指定の申請

10 月 21 日 安全・安心まちづくり協議会において審議

11 月 1 日～11 月 30 日 該当地区の区民意見を聴取

12 月 9 日 推進地区指定の決定

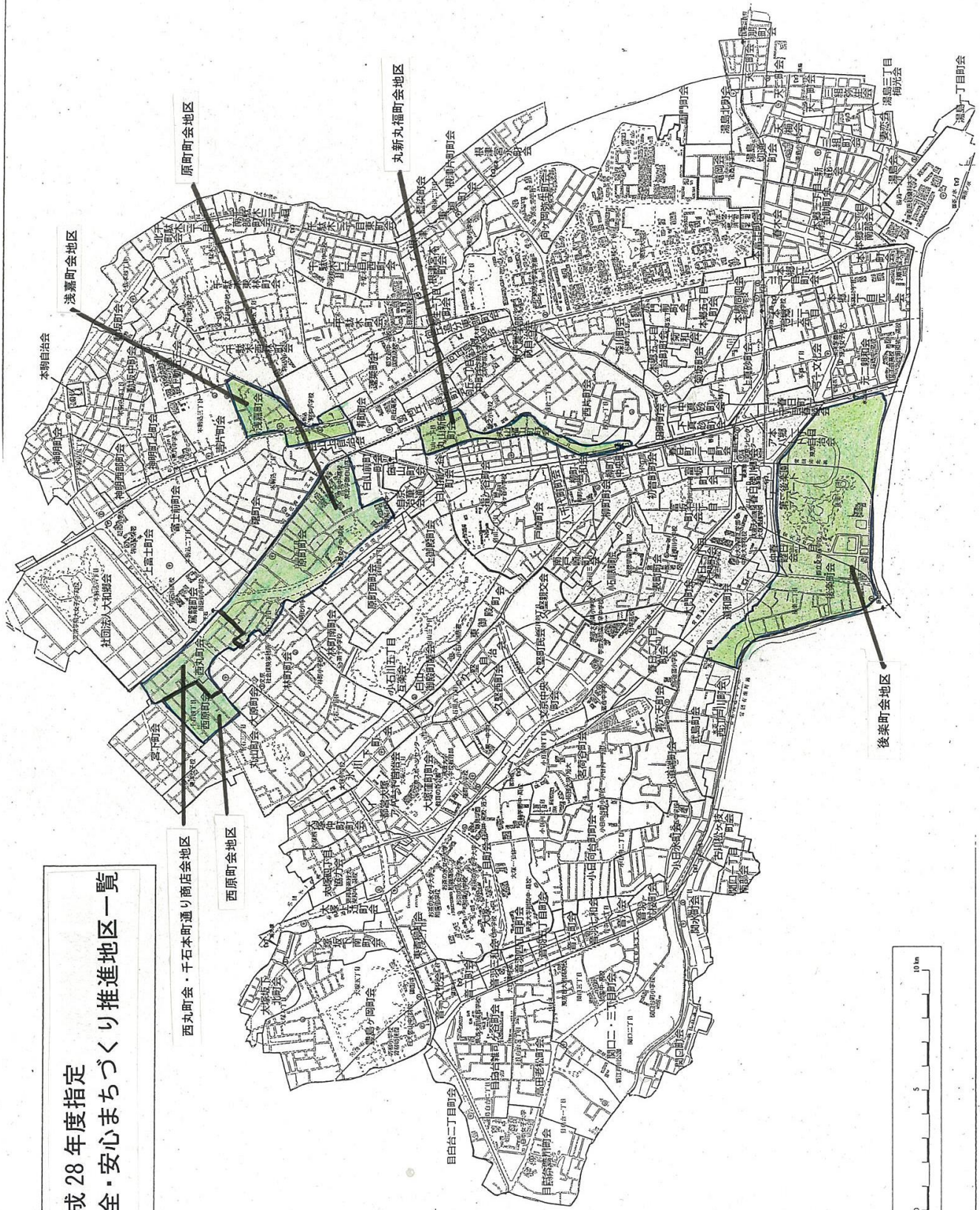
12 月 25 日 推進地区指定日（～平成 31 年 12 月 24 日）

4 意見募集の実施結果

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| (1) 件数   | 後楽町会地区 2 件<br>丸新丸福町会地区 1 件 |
| (2) 提出方法 | 電子メール（2 件）、郵送（1 件）         |
| (3) 内容   | 賛成 1 件、反対 1 件、その他 1 件      |

（後楽町会地区及び丸新丸福町会地区以外は意見なし）

平成28年度指定  
安全・安心まちづくり推進地区一覧



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区  
(後楽町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、後楽町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

後楽町会地区

(2) 団体名及び代表者

後楽町会 代表 篠崎 紘治郎 氏

(3) 申請理由

後楽町会地区は、幹線通りに接しているため交通量が多く、JR・地下鉄の駅や東京ドーム等の集客施設を抱える地区でもあることから、人通りや来訪者の多いエリアである。そのため、警察・消防からの情報を住民同士で共有し、連帯を強めていることに加え、防犯パトロールや見守り活動を定期的に行うなど防犯活動に力を入れているが、今後は防犯カメラの設置を検討しながら、住民全体で地区内の安全・安心を守る活動に積極的に取り組んでいく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

後楽一丁目3～9番、二丁目1番～19番、20番(1～9号・17号・18号)、21番(1～11号・21号・22号)、22番、23番  
水道一丁目2番(1号・3号・5号・6号・10号・17号)

【裏面参照】

3 地区指定の経過

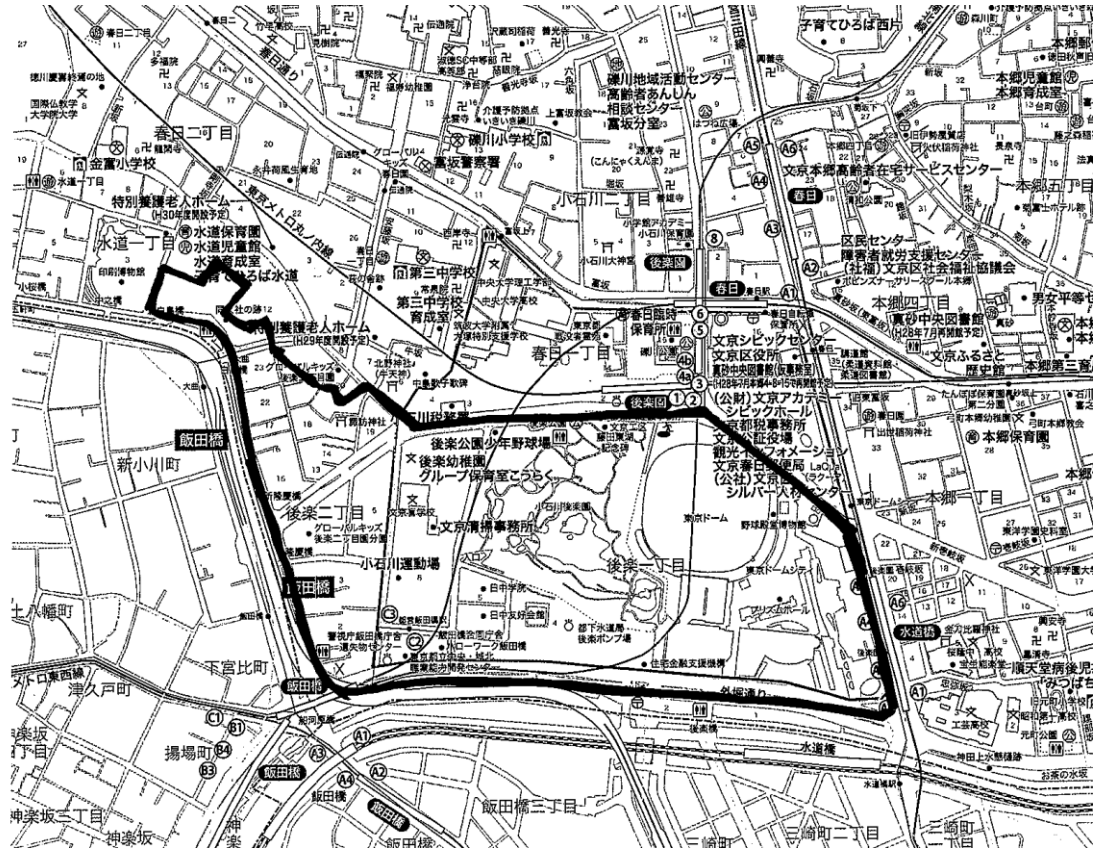
平成28年 9月26日 推進地区指定の申請  
10月21日 安全・安心まちづくり協議会において審議  
11月 1日～11月30日 該当地区の区民意見を聴取  
12月 9日 推進地区指定の決定  
12月25日 推進地区指定日(～平成31年12月24日)

4 意見募集の実施結果

- (1) 件数 2件  
(2) 提出方法 電子メール(1件)、郵送(1件)  
(3) 内容 賛成1件、反対0件、その他1件



後楽町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区  
(浅嘉町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、浅嘉町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

浅嘉町会地区

(2) 団体名及び代表者

浅嘉町会 代表 灰野 廣美 氏

(3) 申請理由

浅嘉町会地区は、寺社が多く立地する閑静な住宅地である一方、新たに建設されたマンションの住民や、近隣の学校への通学者など、町内の人の往来が増加しているため、町内における不特定多数の往来の増加に対して、パトロール活動を強化するなど防犯活動の一体感の推進を図るとともに、今後は防犯カメラの設置を検討しながら、より効果的な犯罪抑止を目指していく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

向丘二丁目36番(5号・8～13号)、本駒込一丁目1番(16～25号)、6番(12～20号)、7番(14～19号)、三丁目1～9番、10番(1号)

【裏面参照】

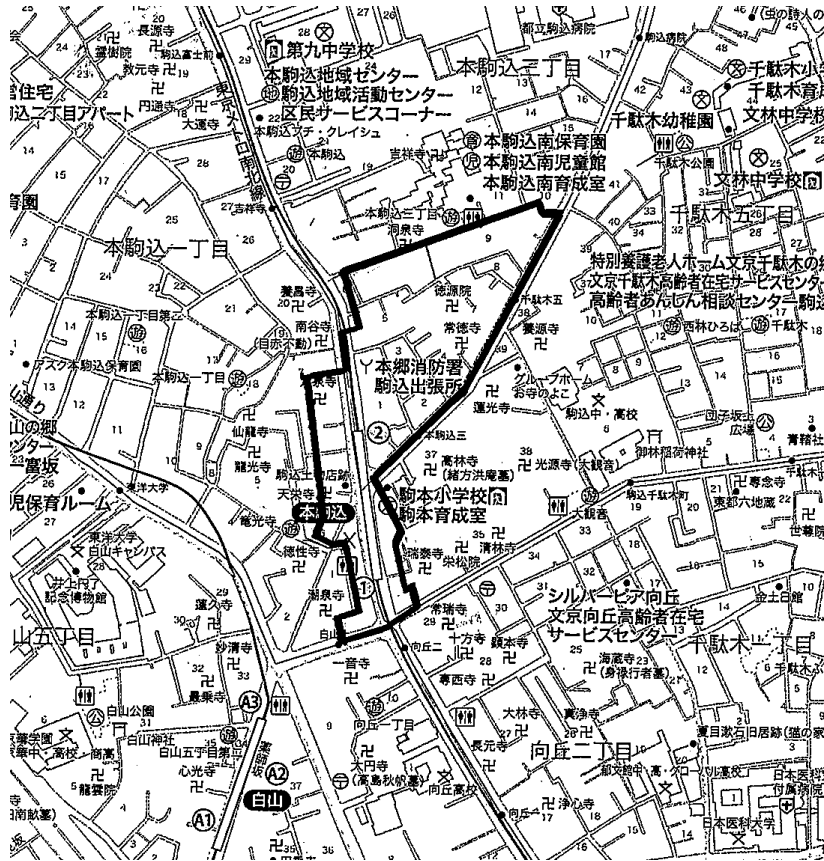
3 地区指定の経過

平成28年 8月22日 推進地区指定の申請  
10月21日 安全・安心まちづくり協議会において審議  
11月 1日～11月30日 該当地区の区民意見を聴取  
12月 9日 推進地区指定の決定  
12月25日 推進地区指定日(～平成31年12月24日)

4 意見募集の実施結果

なし

浅嘉町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区  
(丸新丸福町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、丸新丸福町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

丸新丸福町会地区

(2) 団体名及び代表者

丸新丸福町会地区協議会 代表 椎名 修 氏

(3) 申請理由

丸新丸福町会地区は、公園や児童館があり児童が数多く往来する静かな住宅地である。細い路地には見通しのきかない所もあり、夜間など人気がなくなる場所も多いため、子供達の安全を第一に考え、幼児・学童の遊び場、道路通行の安全確保のための見守り活動を行うなど防犯活動に力を入れているが、今後は防犯カメラの設置を検討しながら、近隣町会同士が連携して犯罪抑止力向上に協力していく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

西片一丁目15番(19～20号)、17番、20番

白山一丁目3～4番、9～10番、15番、23番(1号、14～19号)、24～28番、29番(1～11号)、32番(9～13号)

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成28年 9月26日 推進地区指定の申請

10月21日 安全・安心まちづくり協議会において審議

11月 1日～11月30日 該当地区の区民意見を聴取

12月 9日 推進地区指定の決定

12月25日 推進地区指定日(～平成31年12月24日)

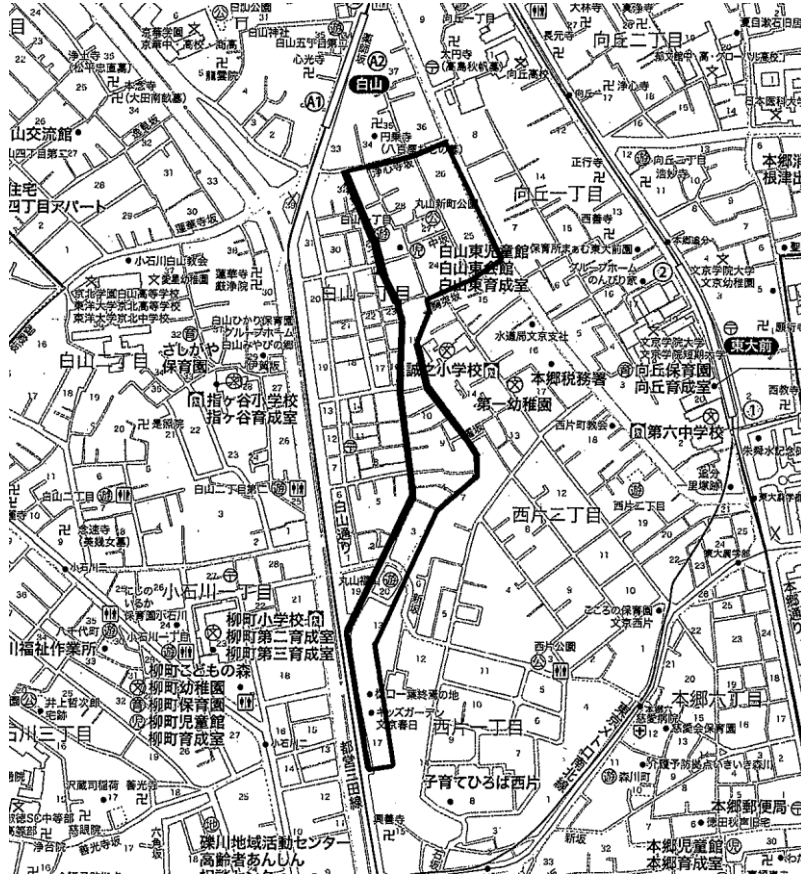
4 意見募集の実施結果

(1) 件 数 1件

(2) 提出方法 電子メール(1件)

(3) 内 容 賛成0件、反対1件、その他0件

丸新丸福町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）





文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区  
(西丸町会・千石本町通り商店会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、西丸町会・千石本町通り商店会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

西丸町会・千石本町通り商店会地区

(2) 団体名及び代表者

西丸町会・千石本町通り商店会連合会 代表 佐藤 勉 氏

(3) 申請理由

西丸町会・千石本町通り商店会地区は、東側で白山通りに接する地域で、不忍通りが縦断している。地下鉄千石駅もあり、不特定多数の人が通行する一方で、裏通りには従来からの住民と新たに移り住んできた人などが混在する住宅街が広がっている。町会単位での安全・安心対策を行ってきたが、今後は、新旧住民が一致して犯罪等に取り組む必要があることから、町会、商店会、事業所等が互いに助け合いながら、総合的な防犯対策に取り組む

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

千石一丁目19番(12～13号)、24番(7～17号)、25～28番、千石四丁目1番(11号)、2番(8～10号)、3番(15～19号)、36番(9号、11～13号、15～20号)、37番(6～11号)、38番(6～9号)、39～46番

【裏面参照】

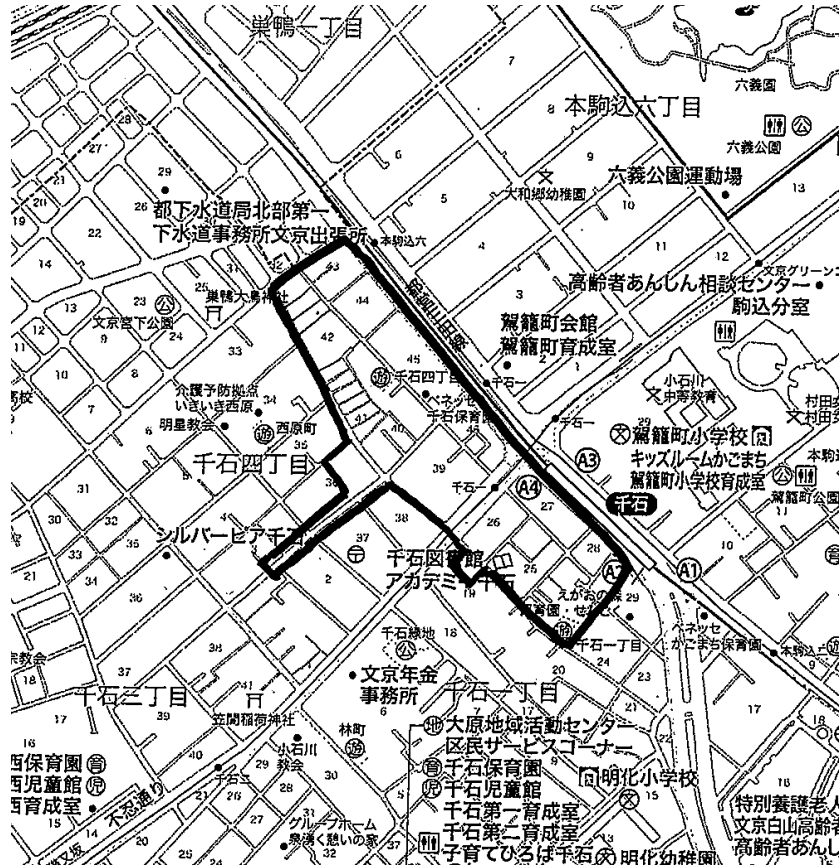
3 地区指定の経過

平成28年 9月26日 推進地区指定の申請  
10月21日 安全・安心まちづくり協議会において審議  
11月 1日～11月30日 該当地区の区民意見を聴取  
12月 9日 推進地区指定の決定  
12月25日 推進地区指定日(～平成31年12月24日)

4 意見募集の実施結果

なし

西丸町会・千石本町通り商店会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区  
(西原町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、西原町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

西原町会地区

(2) 団体名及び代表者

西原町会 代表 市村 知二 氏

(3) 申請理由

西原町会地区は、千石四丁目に位置するほぼ 200 メートル四方の区域であり、他町会との境界にある商店街と、その内側にあたる住宅地からなる。通りには数多くの袋小路があり、防犯の観点から注意が必要となっているため、月 2 回の防犯パトロールを行っているほか、夜警や交通安全運動にも取り組んでいる。今後は、町会員が一体となって安全な生活環境の確保を図るとともに、防犯カメラの設置も検討しながら、地区内の一層の犯罪抑止力の向上に取り組んでいく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

千石四丁目 3～5 番、6 番 (1～3号、19～24号)、33 番 (1号、17～25号)、34～35 番、36 番 (1～9号、18～20号)

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成 28 年 8 月 23 日 推進地区指定の申請

10 月 21 日 安全・安心まちづくり協議会において審議

11 月 1 日～11 月 30 日 該当地区の区民意見を聴取

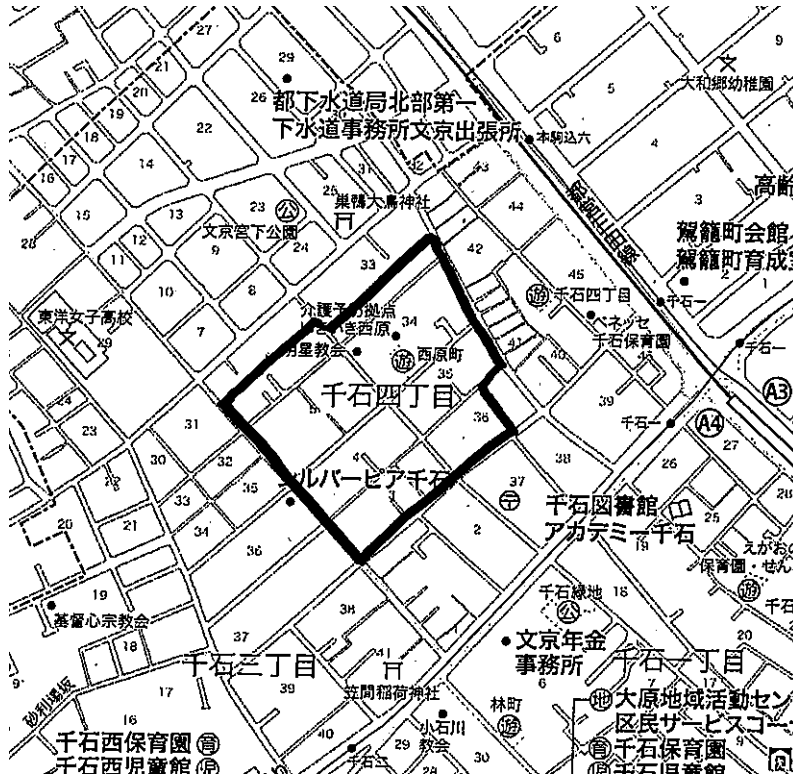
12 月 9 日 推進地区指定の決定

12 月 25 日 推進地区指定日 (～平成 31 年 12 月 24 日)

4 意見募集の実施結果

なし

西原町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区  
(原町町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、原町町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

原町町会地区

(2) 団体名及び代表者

原町町会 代表 横山 勝彦 氏

(3) 申請理由

原町町会地区は、交通量や人通りの多い地域であるが、裏路地は暗く見通しが利かない地域も随所に見られるため、週1回の防犯パトロールを行っているほか、防犯会議を定期的を開催するなど、住民が一体となって安全な生活環境の確保に取り組んでいる。今後は、犯罪抑止効果が期待できる防犯カメラの設置も検討しながら、積極的に防犯活動に取り組んでいく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

白山四丁目35～37番、白山五丁目5～30番、千石一丁目14番、15番(5～6号)、16番(1～3号、5～8号)、17番(13～16号、18号、20号)、19番(14号、17～18号)、20番(1～20号)、21～23番、24番(5号、18～26号)、29番

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成28年 9月26日 推進地区指定の申請

10月21日 安全・安心まちづくり協議会において審議

11月 1日～11月30日 該当地区の区民意見を聴取

12月 9日 推進地区指定の決定

12月25日 推進地区指定日(～平成31年12月24日)

4 意見募集の実施結果

なし





安全・安心まちづくり推進地区の指定状況（平成28年12月現在）

○湯島坂下地区（防犯対策を推進する地区）	平成18年6月指定(3回更新)
○千駄木小学校地区（通学路の安全対策を推進する地区）	平成18年10月指定(3回更新)
○関口一丁目地区（防犯対策を推進する地区）	平成22年10月指定(2回更新)
○西片町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成24年10月指定(1回更新)
○湯島・妻恋・梅光地区（防犯対策を推進する地区）	平成25年8月指定(1回更新)
○本郷地区（防犯対策を推進する地区）	平成25年10月指定(1回更新)
○汐見地区（防犯対策を推進する地区）	平成26年7月指定
○本駒込・本郷通り地区（防犯対策を推進する地区）	平成26年7月指定
○曙町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成26年12月指定
○久堅地区（防犯対策を推進する地区）	平成26年12月指定
○大和郷地区（防犯対策を推進する地区）	平成26年12月指定
○根津弥生七ヶ町地区（防犯対策を推進する地区）	平成26年12月指定
○田町・本郷地区（防犯対策を推進する地区）	平成26年12月指定
○上御殿町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成26年12月指定
○白山下地区（防犯対策を推進する地区）	平成27年12月指定
○表町町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成27年12月指定
○湯島・本郷・天梅地区（防犯対策を推進する地区）	平成27年12月指定
○親和・弓一地区（防犯対策を推進する地区）	平成27年12月指定
○大塚坂下地区（防犯対策を推進する地区）	平成27年12月指定
○向丘地区（防犯対策を推進する地区）	平成27年12月指定
○大塚一・二丁目町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成27年12月指定
○後楽町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成28年12月指定
○浅嘉町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成28年12月指定
○丸新丸福町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成28年12月指定
○西丸町会・千石本町通り商店会地区（防犯対策を推進する地区）	平成28年12月指定
○西原町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成28年12月指定
○原町町会地区（防犯対策を推進する地区）	平成28年12月指定